

ラップランド大学派遣交換留学生募集要項（2026年度）

I. 概要

派遣交換留学とは、札幌市立大学に在学する学生を対象とした、本学と大学間学生交流協定を結ぶ海外の大学への交換留学生として通常半年～1年間留学する制度です。留学先では現地学生と共に科目履修を行い、単位取得も可能です。なお、留学先大学で取得した単位の本学における認定（単位互換）については、教授会にて審議のうえ、学長による承認が必要です。また、授業料については、留学中も本学に納め、留学先大学へ支払う必要はありません。

1. 留学先大学

- ・ラップランド大学（フィンランド・ロヴァニエミ市） <https://www.ulapland.fi/en>

2. 派遣期間

2026年秋（通常8・9月）から半年または1年間

- ・半期の場合：秋学期 8月～12月
- ・1年間の場合：秋学期の8月～12月、および春学期の1月～5月

3. 募集人数（予定）

原則1名

4. 応募から帰国までの主なスケジュール

年	月	項目
2026年	1月5日（月）	応募受付開始
	1月30日（金）	応募締切
	2月12日（木）	書類選考結果通知
	2月24日（火）～27日（金）	面接選考 ※いずれか1日。原則、対面で実施。
	3月13日（金）	面接選考結果通知
	3月31日（火）	ラップランド大学から募集要項送付
	4月14日（火）	（英語能力見込の場合）英語能力証明スコア提出
	4月28日（火）	ラップランド大学に推薦
	5月14日（木）	選考学生本人による申請（SoleMove system）
	6月中旬	ラップランド大学から学生本人への留学許可 留学願を学生課に提出
	6月中旬～下旬	本学教授会および学長決裁を経て留学承認
	6月下旬	寮（アパート）に申込
	7月上旬～中旬	フィンランド大使館（在東京）に在留許可申請
	7月下旬～8月上旬	在留許可カード取得後、航空券を手配
	8月上旬	渡航前危機管理オリエンテーションに参加
	8月中旬	留学開始（留学生向けオリエンテーションに参加）
	12月中旬	留学終了（半期の場合）
2027年	5月31日（月）	留学終了（1年間の場合）

II. 応募資格及びその他条件

1. 学内選考応募資格

応募資格者は、次の全てを満たす者としします。

(ア) 本学の正規学部学生であり、在学中の者。

(イ) ラップランド大学が語学要件として設定する CEFR B2 以上の英語能力を有する者、または当該要件を満たす見込みのあるもの。ここで言う CEFR B2 レベルとは、TOEIC® (L&R) テスト 785 点以上、(公開テスト、IP、IP オンラインの種別を問わない)、英検® 2304 点以上、IELTS™ 6 以上、TOEFL iBT® 87 以上を指します (IELTS™ と TOEFL iBT® は先方でスコアが定められています)。

※本学からラップランド大学に推薦する時点で CEFR B2 以上の英語能力を取得していることが要件であるため、学内応募時点でこの要件を満たしていない場合は、2026 年 4 月 14 日 (火) までに CEFR B2 以上の英語能力を証明できるスコアを提出してもらいます。

(ウ) 応募時点で標準修得単位を修得していること。

※標準修得単位数とは、卒業に必要な単位数を卒業・修了までのセメスター数で割ったものを 1 セメスターの標準修得単位 (小数点以下は切り捨て) とし、それに在学するセメスターの前セメスターまでのセメスター数を乗じた単位数とする。

2. その他条件

(ア) 本学が定めるオリエンテーション、事後報告会などには全て参加すること。

(イ) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続すること。

(ウ) 本学の定める海外旅行保険及び留学生危機管理サービスに加入すること。

III. 応募手続き及び選考

1. 応募書類

	応募書類など	様式	備考
①	派遣交換留学 申請書	所定	記入例を必ず確認のうえ、作成すること
②	派遣交換留学 志望理由書	所定	
③	派遣交換留学 履修希望科目	所定	ラップランド大学ウェブサイトで授業科目を確認のうえ、作成すること https://opinto-opas-lay.peppi4.lapit.csc.fi/en/courses-for-exchange-students-and-courses-in-english/40479
④	学業成績証明書	所定	学生課にて申請・入手すること
⑤	語学能力証明書の写し	任意	上記 II-1-(イ) (学内応募資格要件) または留学希望大学の語学要件 (CEFR B2 レベル) を満たすことが証明可能なスコアシート等。有効期限がある資格の場合は、2022 年 10 月 1 日以降に取得したものであること。
⑥	派遣交換留学 誓約書	所定	2 部作成すること (1 部を提出、1 部を各自保管)

※提出書類作成上の留意事項

- ・ 提出書類は本人が作成すること。当事者本人が作成したものではないことが判明した場合は不合格とする。
- ・ 提出書類一式の写しを各自で必ず保管すること。

2. 応募書類提出方法

応募書類を地域連携課まで「来室・郵送・メール」にて提出してください。なお、メールで提出する場合は、全ての応募書類を PDF データで提出してください。

※ 来室の場合は事前にメールまたは電話で必ず予約をしてください。

3. 応募書類提出期限

2026 年度 1 月 30 日（金）16:00 厳守（来室・メール） ※郵送の場合：1 月 30 日（金）まで必着。

※ やむを得ない事情で期限内の提出が困難な場合は、必ず事前に地域連携課までご相談ください。

4. 選考プロセス

一次：書類選考、二次：面接選考（英語での面接を含む）

※ 一次選考後、二次選考対象者には地域連携課より連絡をいたします。

（参考）各選考において、下記の主な評価ポイントから総合的に判断します。

- 1) 留学先での学習に関する目的・計画が明確かつ有意義であるか。
- 2) 留学先での経験と自身のキャリア（将来）の計画に明確かつ有意義な関係性を示せるか。
- 3) 本学の代表者として留学するにあたり、ふさわしい努力をしているか。
- 4) 充実した留学を完遂できると判断できるか。

5. 学内選考の結果通知

一次：書類選考 2026 年 2 月 12 日（木）予定

※二次選考対象者には、面接選考の日時をお知らせします。

二次：面接選考 2026 年 3 月 13 日（金）予定

※合格または不合格をお知らせします。

※予定を早めてお知らせする可能性もあります。

IV. 留学経費等

1. 経費負担

留学に要する全ての経費（海外旅行保険代、往復渡航費、住居費等）は、留学生本人の自己負担とします。なお、留学先大学からの指定の時期及び納付方法に従ってください。

2. 授業料

大学間学生交流協定の授業料不徴収条項に基づき、留学先大学からは原則として授業料は徴収されません。※ しかし、留学中も本学に授業料を納める必要があります。

3. 海外旅行保険及び留学生危機管理サービス

交換留学生として派遣することが決定した場合、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するため、本学が定める海外旅行保険及び留学生危機管理サービスへの加入を必須としています。

なお、留学期間中、留学先大学が加入を求める保険がある場合、上記の海外旅行保険と合わせて加入する必要があります。加入の保険料及びサービス加入費用は留学生本人の自己負担とします。

4. 支援制度について

本学では、交換留学に参加する学生を対象に、「国際交流事業促進支援制度（交換留学）」を設けています。この制度により、渡航費の一部を支援します（ラップランド大学は100,000円）。申請には、協定校からの受入通知および学長の留学許可が必要です。詳細は別途定める申込方法に従ってください。

V. その他

1. 派遣交換留学に関する相談

地域連携課に直接お越しいただくか、電話（011-592-2346）かメール（crc@scu.ac.jp）にてご連絡ください。

2. 合格の取り消し

本学の学内選考に合格しても、次の場合は派遣できず、合格を取り消します。

(ア) 留学先大学の入学許可が得られなかったとき。

(イ) 留学開始時期に留学開始に必要な条件を満たしていないとき。

(ウ) 健康を害し留学が困難なとき。

(エ) 「派遣交換留学 誓約書（応募書類⑥）」に記載された事項を守れないとき。

(オ) その他、派遣が適当でないと認められるとき。

3. 入学手続き及び渡航手続き等

学生本人の責任により行い、これらに要する費用は学生本人の負担となります。

4. 参加の辞退または不測の事態等による派遣の中止・中断

合格した場合には、やむを得ない事情を除き、参加を辞退することはできません。

なお、やむを得ない事情により交換留学への参加を辞退する場合、「V.その他2.合格の取り消し」に該当する場合、またはテロ・自然災害・感染症等不測の事態が発生し大学の判断で派遣を中止・中断する場合は、理由を問わず、派遣前・後に発生した一切の費用（キャンセル料や中断の場合の帰国旅費等を含む）は学生本人の負担とし、大学には請求できません。

5. 単位互換及び卒業について

留学先大学で取得した単位の本学における認定については、教授会にて審議の上、学長による承認が必要です（最大60単位）。また、留学をしても4年間で卒業することは制度上可能ではあるものの、実際は相当困難であることを予めご承知おきください。

6. 在留届について

旅券法第 16 条により、外国時に住所又は居所を定めて 3 ヶ月以上滞在する日本人は、その住所や居所を管轄する日本の大使館又は領事館へ提出する義務があります。現地に到着して住所等が決まった後で、提出してください。

全体を通じてご質問・ご不明な点がございましたら、お気軽に地域連携課までお問合せください。